

添付文書からみた病名禁忌、用法、用量等の取り扱い内規

1. 添付文書に禁忌病名として記載されている場合の留意点

以下のとおり、病名や患者が限定されている医薬品の取り扱いには、治療行為が継続しているか等を確認して投与する。

- ①ロキシーン（筋緊張弛緩剤）＝緑内障・前立腺肥大等
- ②ロキソニン、ポンタール（鎮痛・抗炎症・解熱剤）＝消化性潰瘍等
- ③インドメタシン坐剤（非ステロイド性消炎・鎮痛・解熱剤）＝直腸炎・痔疾等
- ④ベザトールS R（高脂血症用剤）＝人工透析患者
- ⑤ミケラン（狭心症・心臓神経症）＝気管支喘息・高度徐脈・うっ血性心不全
- ⑥プレタール（慢性動脈閉塞症）＝出血患者・うっ血性心不全

②の消化性潰瘍等患者へのロキソニン等の投与は禁忌事例として最も留意が必要となる。非ステロイド剤長期投与による消化性潰瘍患者で本剤の長期投与が必要な場合において、慎重投与を行う等の記載がある医薬品は、レセプトに必要理由を記載して対応する。

2. 高カロリー輸液の留意点

高カロリー輸液（フルカリック、ピーエヌツイン、アミノフリード）には禁忌事例のみならず、警告事例も少なくはなく、添付文書を必ず確認する。

3. 湿布薬の処方量の考え方

長期投与制限が緩和されたからといっても、湿布薬については、病名や医薬品の適用からみて多量と判断され査定されるケースは少なくはない。療養担当規則等から想定し、以下のとおり湿布薬の投与量を目安として取り扱う。

- ①1回の処方で、湿布薬は打撲等急性期疾患では概ね2週間、変形性脊椎症等慢性疾患は概ね1カ月を目安とする。
- ②1局所（1病名両膝等）で1日1回の薬剤で、たとえばボルタレンテープなら慢性疾患で1日1局所2枚×30日＝60枚が限度。ただし、最大3局所までを限度とする。したがって、慢性疾患である両肩関節炎、両膝関節炎、腰痛なら1日3局所2枚×30日で180枚を目安とする。

4. 帯状疱疹治療薬の取り扱い

バルトレックス錠500の適用は、【単純疱疹】1回500mg、1日2回経口投与。【帯状疱疹】1回1,000mg、1日3回経口投与。同効医薬品の外用薬アラセナーA軟膏は1日1～4回、患部に塗布または貼付との記載があるものの、使用期間の定めはない。しかし、病状等からみて帯状疱疹は7日、単純ヘルペスは5日程度を目安とする。

5. 定期的な検査を実施して投与継続の可否を判断する

以下のような薬剤については、定期的な検査データを基に投与継続の可否を検討することが望ましい。

- ①フオイパン錠＝慢性膵炎における急性症状の緩解・術後逆流性食道炎が効能。月1回程度のアミラーゼ検査等で管理する。
- ②リーバクト顆粒＝食事摂取量が十分にもかかわらず、低アルブミン血症を呈する非代償性肝硬変患者の低アルブミン血症の改善が効能。月1回程度のアルブミン検査等で管理する。